

# 政策金融改革の経緯

政府

自民党

平成  
13年

12月 与党行財政改革推進協議会 確認事項  
●8機関の事業見直しを実施に移す。

平成  
14年

12月13日 経済財政諮問会議  
「政策金融改革について」  
●政策金融8機関の統合集約化。  
●政策金融機能を貸出残高の対GDP比率の半減を目指す。

平成  
17年

10月27日 民間議員所見  
●海外経済協力の分野については、関連業務を集約し首相直属とする考えはどうか。

10月28日【政策金融改革に関する合同部会】  
「論点整理」

11月14日 民間議員改革案  
●海外経済協力の分野については、関連業務を集約し首相直属とする。

11月15日 政府・与党  
政策金融改革協議会

11月29日【経済財政諮問会議】  
「政策金融改革の基本方針」  
●国際協力銀行については、内閣官房長官の下に、有識者からなる「海外経済協力に関する検討会(仮称)」を設置。  
●今年度中に、統合の具体的内容を決定する。

11月29日 政府・与党  
政策金融改革協議会  
「政策金融改革について」

11月28日【自民党政策金融改革に関する合同部会】  
「政策金融機関改革について」  
●円借款は、政策金融機能というよりも援助機能なので、政策金融の外に出す。その上で、JICA機能との統合も視野に別途検討する。  
●国際金融機能については、国策上重要な資源・エネルギー確保、国際競争力の確保、通貨危機対応の観点から必須な事業を除き、大幅に民間移管する。

12月16日【閣議】  
●政策金融改革推進本部の設置を決定

平成  
18年

2月28日【海外経済協力に関する検討会】  
官房長官への「報告書」の提出  
●「海外経済協力会議(仮称)」を内閣に設置し、海外経済協力の重要事項を機動的かつ実質的に審議。  
●円借款、技術協力、無償資金協力の連携をさらに強化するため、JICAが一元的に実施。なお、無償資金協力のうち、機動的に実施すべきもの等は外務省が引き続き自ら実施。  
●JBICの国際金融等部門は、新政策金融機関に統合。

2月24日【政策金融改革に関する合同部会】  
「海外経済協力のあり方について」  
●内閣に会議を設置(経済協力の重要事項を大局的見地で審議)  
●円借款業務はJICAと統合すべきである。その際、独立行政法人国際協力機構法を改正することにより、円借款業務との統合を行うべき。  
●無償資金協力の実施は、JICAに委託すべき。  
●統合後のJICAの主務大臣は外務大臣とすべき。  
●国際金融等業務については、一つの政策金融機関に統合させることが適当。

3月7日【経済財政諮問会議】  
●官房長官より検討会の結果を報告

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行革推進法案)  
●JBICは新政策金融機関に統合する。ただし、JBICの海外経済協力業務はJICAに承継させる。

5月26日【参議院可決】  
●行革推進法(平成18年法律第47号)の成立(6/23施行)